

生活保護者の社会保険 要点チェックリスト



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

生活保護受給者の社会保険加入資格

生活保護受給者の社会保険加入資格

医療保険：国民健康保険と被用者保険

チェック	ポイント
☐	公的な医療保険には、国民健康保険（以下、国保）と、会社員などが加入する健康保険（社会保険とも呼ばれる）があります。
☐	生活保護の受給が開始されると、原則として国保の資格は喪失し、脱退手続きが必要となります。 これは、生活保護制度内に医療扶助という医療費を保障する仕組みがあり、国保に加入する必要がなくなるためです。
☐	後期高齢者医療制度については適用対象ですが、保険料の支払いは免除され、医療扶助で対応されるため、実質的な負担はありません。
☐	一方、会社員や公務員などが加入する被用者保険（社会保険）については、生活保護を受給しても退職しない限りその資格を維持することができます。
☐	被用者保険に加入している場合、医療費の自己負担は原則として3割となりますが、生活保護の医療扶助によってこの自己負担分が賄われるため、実質的な医療費の負担はありません。保険組合によっては給付金制度などが利用できる場合もあるため、加入できるのであれば加入しておく方が有利になることもあります。

生活保護受給者の社会保険加入資格

社会保険の種類	生活保護受給中の資格	主な条件・備考
国民健康保険	原則として資格喪失	生活保護受給開始と同時に 脱退手続きが必要
被用者保険 (健康保険、社会保険)	退職しない限り資格維持可能	会社員、公務員などが加入する保険
後期高齢者医療制度	適用対象だが保険料負担免除 (医療扶助で対応)	保険料は実質的に負担なし

生活保護受給者の社会保険加入資格

年金制度：国民年金と厚生年金

チェック	ポイント
☐	国民年金の第1号被保険者（主に自営業者や無職の人など）が生活保護法による生活扶助を受けている場合、申請を行うことでその期間の国民年金保険料の全額が免除される「法定免除」制度が適用されます。
☐	免除を受けるためには、原則として市区町村役場への届出が必要です。
☐	法定免除期間は将来の老齢基礎年金の受給資格期間として計算されます。ただし、免除期間の年金額は保険料を全額納付した場合と比較して2分の1（平成21年3月以前の期間は3分の1）として計算されます。
☐	将来的には、免除された期間の保険料を遡って納付（追納）することも可能で、追納することで老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。
☐	厚生年金保険は会社員や公務員などが加入する年金制度であり、生活保護受給中に就労した場合にも加入が可能です。この場合、厚生年金保険料は給与から天引きされますが、生活保護費の算定時に収入から控除されるため実質的な負担はありません。

生活保護受給者の社会保険加入資格

年金制度：国民年金と厚生年金

チェック	ポイント
☐	また、年金を受給している場合でも、その受給額が国の定める最低生活費を下回る場合には、生活保護を申請し、両方を受給することができます。この場合、最低生活費から年金受給額を差し引いた金額が生活保護費として支給されます。
☐	2017年8月には公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮され、生活保護世帯においても新たに年金受給権を得る可能性が高まりました。生活保護の実施機関は、対象者に対して年金裁定請求手続きの助言や指導を行うことが求められています。

生活保護受給者の社会保険加入資格

雇用保険

チェック	ポイント
☐	生活保護受給者が就労した場合の雇用保険の適用条件は、通常の労働者と同様です。1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある場合は、雇用形態にかかわらず雇用保険の加入対象となります。
☐	雇用保険の加入手続きは、原則として事業主が行います。就職する際に職場の社会保険に加入する手続きで健康保険証の提示を求められますが、生活保護受給者は国保に加入していないため保険証を提示できません。この場合、自治体が発行する「資格喪失証明書」や「受給証明書」で代替できることもありますが、この過程で生活保護受給が職場に伝わる可能性があります。

生活保護受給者の社会保険加入資格

介護保険

チェック	ポイント
☐	介護保険制度において、生活保護受給者の年齢によって取り扱いが異なります。
☐	65歳以上の生活保護受給者は、介護保険の第1号被保険者として制度に参加しています。生活保護費の算定の際に収入から介護保険料が差し引かれるため、実質的な保険料は生活保護財政から負担されます。また、介護サービスの利用時に発生する自己負担分（原則1割）も介護扶助として生活保護財政から支出されます。
☐	一方、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は、医療保険未加入（国保脱退者）の場合は介護保険の第2号被保険者となりませんが、被用者保険に加入している場合は第2号被保険者になります。医療保険未加入で介護サービスが必要とする場合は、生活保護の医療扶助により対応されます。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。